平成２６年（フ）第９４０号
京都市山科区御陵封ジ山町７番地145　パインフィールド山科203
債務者　古屋亜矢美
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９５３号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地７―102
債務者　宮崎ひろ子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９６７号
京都市東山区今熊野椥ノ森町22番地１、前住所京都市東山区今熊野宝蔵町20番地　宝山荘
債務者　橋本　恵里（旧姓小西・旧氏名橋本江里）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９６９号
京都市北区衣笠赤阪町１番地の178
債務者　中村　公夫
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９７８号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　27棟201号
債務者　並木　正子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９８７号
京都府木津川市山城町平尾不知田66番地　グランディール203号、前住所京都府木津川市木津南後背37番地68
債務者　中久保佑佳理（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９９６号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　21棟206号
債務者　水野　生子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
京都府舞鶴市字地頭300番地の４
債務者　仲川　裕志
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第７０４号
大阪府富田林市久野喜台１丁目８番604―303号
債務者　藤岡　謙次
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７０９号
大阪府松原市上田８丁目７番３―601号
債務者　岡野　幸代
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７１７号
堺市中区東山829番地１　コーユーレジデンス301号、前住所堺市中区東山53番地７　ダンデライオン206号
債務者　柳生香緒里（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７２７号
堺市堺区南清水町３丁６番19号
債務者　田ノ本彩夏
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７３０号
大阪府富田林市錦織中２丁目16番20―201号、前住所大阪府富田林市錦織東１丁目３番８号302
債務者　染野　　綾（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７３９号
大阪府羽曳野市野202―１　ＡＶＥＲＥ206、住民票上の住所大阪府羽曳野市樫山172番地の15
債務者　橋田　由香（旧姓前崎）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
盛岡市岩脇町５番16―１号
債務者　鳴海　　健
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２４３号
愛知県犬山市字藪畔200番地65、従前の住所愛知県江南市尾崎町上田13番地
債務者　山根勝之進
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２４４号
愛知県犬山市字藪畔200番地65、従前の住所愛知県江南市尾崎町上田13番地
債務者　山根　久子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで　名古屋地方裁判所一宮支部